

福岡市公報

令和 6 年12月26日 第7110号(別冊 8)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| —目 | 次— | ページ |
|-----------------------------------|----|-----|
| 規 | 則 | |
| ○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正 (第139号)..... | | 1 |

| | |
|---|---|
| 規 | 則 |
|---|---|

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年12月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第139号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則 (昭和39年福岡市規則第21号) の一部を次のように改正する。

別記様式第20号の26を次のように改める。

様式第20号の26 納入通知書(養護老人ホーム入所負担金用)

入所(扶養)者負担金納入通知書兼領収書

入所(扶養)者負担金納入通知書兼領収書

下記入所(扶養)者負担金を裏面の納入場所に納めてください。

福祉事務所長

入所(扶養)者負担金 月分

| | | | |
|-----|------|------|--|
| 事業名 | 養護老人 | 納期限 | |
| 年度 | | 期別 | |
| 氏名 | | 階層区分 | |
| 金額 | 円 | | |

(口座振替のお手続きをお願いします)
 入所(扶養)者負担金は原則として、口座振替による納付をお願いします。
 口座振替の手続きは、施設で「口座振替依頼書」を受取るうえ、利用者負担額決定通知書または本通知書、通帳、お預けの印鑑をお持ちになり、口座のある金融機関で行ってください(手数料完了まで1〜2か月かかりますので、それまでは施設を通じて納入通知書をお願いします)。
 振替日は毎月末日、12月は28日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

1 納付の際は、必ず下のミシン目から切り離してください。

※バーコードのない納付書はコンビニエンスストアでは取扱いできませんので、ご注意ください。

福岡市入所(扶養)者負担金収納済通知書

| | | | | | |
|--------|--------|-------|----------------|------|---|
| 加入者名 | 福岡市役所 | 口座番号 | 01750-1-960201 | 負担金 | 円 |
| 収納機関番号 | 401307 | 整理番号 | | 確認番号 | |
| 納期限 | | 入所者氏名 | | 納付区分 | |

33

| 種別 | 科目 | 区分 | 年度 | 期別 | 整理番号 | 負担金 | 円 | 33 | 領収日付印 |
|--------------|----|----|----|----|------|-----|--|----|-------|
| | | | | | | 合計 | 円 | 10 | |
| | | | | | | | 本書のとおり領収しましたので通知します。 | | |
| 納入義務者氏名 | | | | | | | | | |
| C V S 収納用 | | | | | | | 収納代行 | | |
| | | | | | | | <small>(収納機関一般の請求先住所)</small> 福岡市役所 九州ちゅうぎん 福岡貯蓄事務センター 福岡支店 832-8794 | | |

(本通知)上の納入通知は直接機械に読み込まれますのでご注意ください。
 (ご注意) A147でのお取扱いが可能です。

福岡市入所(扶養)者負担金原付

| | |
|---------|----------------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | 01750-1-960201 |
| 年度 | |
| 月期分 | |
| 納期限 | |
| 負担金 | 円 |
| 納入義務者氏名 | |
| 入所者氏名 | |
| 整理番号 | |
| 担当課名 | |
| 領収日付印 | |

(領収書) この引は収銀機械で保存してください。

福岡市入所(扶養)者負担金領収書

| | |
|---------|----------------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | 01750-1-960201 |
| 年度 | |
| 月期分 | |
| 納期限 | |
| 納入義務者氏名 | |
| 入所者氏名 | |
| 整理番号 | |
| 負担金 | 円 |
| 領収日付印 | |

収入印紙未貼
 本書のとおり領収しました。
 (領収書) この引は収銀機械で保存してください。
 印刷によって及びが重なります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市会計帳簿諸表等様式規則別記様式第20号の26の規定により作成された帳票は、当分の間、なお使用することができる。